青　空

北九州市立洞北中学校　学校通信
校長　　竹中　雅則

令和５年11月20日
第１６号

あらためてインターネットの危険について考えましょう

５月１８日付の学校通信第５号で、インターネット使用率の高さに触れ、危険性についてお知らせしました。その中で**「正しく恐れて賢く使う」**と伝えましたが、今回は改めてその「危険性」について考えます。

インターネット（以下ネット）は、現在社会においてなくてはならないものです。調査でもほぼすべての中学生がネットを使用し、ケータイ・スマートフォンの所持率も８割を超えます。「使うな」という制限は無理です。だからこそすべての人に**「ネットそのもの、またはそこから得た情報を正しく理解・判断して適切に活用する能力」**が求められます。これを**「ネットリテラシー」**といいます。大事なことは加害者・被害者にならない（させない）ために、**ネットの怖さ**を知って（伝えて）、自分自身（子どもたち）を守ることです。

ネットは「顔が見えない」から怖いのです！

たとえ友人であっても、ネット上では相手の顔が見えないので、軽はずみにまたは残酷に被害を与えて（与えられて）しまいます。面と向かって言えない言葉がネット上で飛び交います。パソコンやスマートフォンを通すことで**お互いが「血の通った人間である」**という意識が薄くなってしまいます。

街中で知らない人に話かけられたら警戒して簡単には信じないのに、ネットを通してしまうと「実際には知らない人」に対しても**心理的距離感が麻痺**して、言葉や情報を鵜呑みにして信用してしまい被害をうけます。

これらの「感覚のずれ」が大きなトラブルを生むことになります。**あなたの感覚は、ずれていませんか？**

加害者にも被害者にもならない（させない）

その行為は**自分を大切**にしていますか？**相手を大切**にしていますか？それが相手と自分と周りにどのような**影響を与える**か考えていますか？「こんなはずじゃなかった」と**後悔する**ものではないですか？

保護者の皆様、「うちの子どもは大丈夫」と思われていませんか？スマホを与えていることの**怖さを認識**されていますか？

学校通信第５号で掲載した**総務省の「安心・安全なインターネット利用ガイド」**と**「ネットトラブル意識度チェック」**を再掲します。ぜひ、**ネットリテラシーを高めてください！**

【ネットトラブル意識度チェック】

これらの事案は以下の罪に当たることもあり得ます。

①「この学校を爆破する」と冗談でSNSに書く
　→威力業務妨害（冗談でもダメ）など

②テストの点数を写真にとって「すごいね！」とSNSに投稿する
　→名誉棄損罪（点数は関係なし）など

③部活で着替えているときの友達の裸の写真をスマホで撮る
　→児童ポルノ禁止法違反（写真を所持する時点でダメ）など

④お気に入りの漫画のシーンをスマホで撮ってSNSに投稿する
　→著作権法違反（不特定の人が見るSNSはダメ）など

⑤「○○うざい、消えてほしい」とSNSに書く
　→侮辱罪（誹謗中傷は絶対ダメ）など

⑥友達のパスワードでアカウントにログインする
　→不正アクセス行為禁止法違反（人にパスワードを教えない）など

交通事故防止にご協力ください！

【保護者の皆様】

本校周辺の道路は狭く見通しがよくありません。また、交差点から生徒が飛び出すことが考えられます。通行の際は、いつでも**止まることができる速度で減速・徐行**をお願いします。

学校でも交通指導を行っていきますが、「生徒は立ち止まらないかも」と思われてご注意ください。

【生徒の皆さん】

車は急には止まれません。止まると思っていてもそのまま通行する車もあります。自分の身を守るため、「車の方が止まってくれる」と考えずに「よく見てよく考えて」行動してください。

斜め横断や歩道からはみ出しての通行は危険なのでやめましょう。

どの方向からも死角ができる危険な交差点です